

## 議案第97号

北本市立堀の内集会所設置及び管理条例の一部改正について

北本市立堀の内集会所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市立堀の内集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立堀の内集会所設置及び管理条例（昭和48年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北本市石戸宿3丁目128番地」を「北本市石戸宿3丁目128番地1」に改める。

第4条第3項第3号中「当該地区区長」を「地区住民代表者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により委嘱された委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日、改正後の第4条の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。